





官 報 (另 外)

第四の特徴は、個人災害の比率が非常に高い、ということであります。道路、橋梁、河川、港湾等公共事業費償保ならば、それなり取扱い筋はあるわけでありまするが、人命の死傷、家屋の倒壊、生糞における損害など、個人災害は、その緊急性と深刻性の重大なるにかかわらず、最後はほかされてしまうおそれがあるのです。

出席を求めてあつたのでありますが、御出席でありますから総務副総理にお尋ねをいたしたいと思うのであります。対策は各省に回連いたしますために、緊急を要する案件につきましては、所定するようにスムーズにはかどるとは思ひませんが、なまづいに總合的に一貫して参らなければならぬと考えるのであります。災害の規模の広さと深さとその緊急性にかんがみまして、中心大臣を御選任していただき、総合的、一貫的に機関を整備するお考えはいかがどうか。また、今国会の会則は余すところ無くもないのですが、何か特別の立法措置を講ぜられることといたしましてならば、非常に急がなければならぬ問題であります。あるいは行政措置の中において取り扱うべき事項をば既定予算のそれらしい規模でありますか。灾害の実情がまだつきりしていないとしておりません。大野大臣の現地と調査はこれからであるといふ現在の段階において、少しく無理であるかも知れませんけれども、内閣の北海道震災に対する基本的な方針といふようなも

道筋を開拓計画であるがまだ、北海道開拓の遅れには相当の影響があるなどと考へるのではあります。しかし、開拓團達成についてはいかなる御所見を持つておられるか。この点をお伺いいたしたいと存するのであります。

次に、農林大臣にお尋ねをいたしました通りに、冷温地帯の畠もの上昇率百四十万六千坪であります。さしあつて種のみの入手、資材としている存ります。先ほど来申上げました通りに、冷温地帯の畠もの手入紙、ビニール、こういつたもの的手入紙をいたさねばなりません。畠地帯におきましては、ビート、亞麻のまき直しをいたさなければなりません。温床苗しろにつきましては、水田にまでこれをおろしてしませんので、農業共済の問題にならないのであります。しかも、先ほど来申し上げました通りに、昨年は北海道は非常な寒害であり、種のみの入手につきましても昨年補助をいただいたというような実情からいたしまして、これが対策としたしましては、融資をするということだけは、これは絶に描いたほたるものではないのであります。どうして利子の補給であるとか、あるいは温冷床の補助措置であるとか、あるいは思ひ切った前進した対策の確立を望まなければならぬと思ふのであります。この点について御所見を伺いたい

備も完了して、これからというそのばなを根底からたきのめされたありますから、一切は新規さ直の状態にあります。連年の災害のこの挙から考えまして、政府からよほど補助的力を差添えていただかない限りお持まつては、自力では立ち上るとして、この点についての農林大臣の所見を伺いたいのです。(拍手)さらには、農家の損害が二万八千戸戸といふような多額に達しておるのありますから、これらに関する応急的措置といしまして、農林大臣は林関係から建築資材の供給について何とかの措置をお考えあるかうか、この点を伺いたいと存します。次は厚生大臣でありますが、死傷者が五十六名、漁船漁船が百十一隻航行方不明であります。かりに一隻十人の乗組員といたしますならば、千百名の人命の損害が予定されるのであります。北海道における沿岸地区憂鬱な状態に陥るがれておりますことは、想像にかたくないのです。厚生大臣は、死傷者に対する出付ました通り一万八千三百一百あるあるいは、災害救助法の発動をした相手もあり、こういふ状態の中におきまして、厚生大臣は、死傷者に対する出付ました通り一万八千三百一百あるあるいは、災害救助法の発動をした相手は、想像にかたくないのです。

大蔵省方竹虎  
田 繁公竹虎君  
おさきをする災害  
の呼び水となり  
度の政府の対策  
の際願いまして  
ます。(拍手)

大臣の御答弁に対する質問ですが、農林省によれば、復旧事業費は概算で一千九百四十九億円とされ、うち五百億円が補助金等に充てられ、残り一千四百四十九億円が自ら負担する。この内、北海道では一千三百四十九億円が自ら負担される。従来の特別措置法による政策措置の中に、この具体的な負担額を定めたことはございません。従来の特別措置法による政策措置の中には、立上りに対し、その激励を目的としたものがあります。立上りのための具体的な負担額を定めたことはございません。

のをお示していただきたいと思うのであります。次に、大野北海道開拓庁長官にお聞きいたしたいと存します。大臣は、来る十五日から北海道の現地調査をお出かけになると聞いておるのであります。が、昨年はしたまつた体験を生かされ、その効果を期待するわけであります。今回災害に対する対応はどのよな態度で取

また、水産関係につきましては、漁の損害は、現在なお行方不明が百十隻、二十入隻あります。沈没、流失したもののが二十入隻あります。大小破等を含めますならば、合計五百五十三隻の損害を受けております。漁網、漁具等の流損等を計算いたしまして約五億の損失であります。勝負の恩漁、震災、オホツク災害、連年の凶漁、こういつもの積み重なりの上に、さらにもう一つあります。

臣は、前回こういう災害は主として土  
壤關係を中心を置かれまして、中小企  
業あるいはそよいづた關係の金融小貸  
き業者等が、それがちでござりますが、  
北海道における今回の災害は個人的災  
害が非常に多いのであります。現地にお  
ける中小商工業者と、被災者との個  
人關係に立つものが多かったのでありま  
す。この点につき、この金庫内預金等

昭和二十九年五月十三日 業議院会  
であります。政府といたしましては、  
日本関係各省において被災状況を調査を  
中であり、調査の結果を待もましに速  
切な措置を講ずるつもりであります。  
なお、今後とも関係各省の緊密なる力  
により、これに対処してまいりたい  
考えておりますが、現在のところは、  
他の機関を統一することは考えておりま  
せん。すべては調査の結果によつてお  
りでござります。(拍手)  
〔國務大臣大野伴君登壇〕  
○國務大臣(大野伴君)　お答えいた  
します。今回の北海道の風水害の被害  
は、今日午前一時現在におきまして、  
私の方に参つておりますが、被害は約二  
十億円程度ということに相なつてお  
りますが、もとより交通機関並びに  
通信機関がいま社絶いたしておるから、  
所も多々ありますから、漸く迫つて  
ふえるものであろうとは考へます。が、い  
ずれにしても、心より道民被災  
者に対するお氣の事にたえません。  
私は、明後十五日朝一番の飛行機で、  
直接被災救助の責任官庁ではあります  
が、いかが、しかし、北海道開発は非  
常に多く、しかも、各官庁と緊密な連絡の  
關係があるので、そこでござるるから、  
御承知の通り、官制上北海道開発庁は、  
五日間の予定をもつてこの被害状況を  
視察いたしました。つぶさに調査いた  
して、そうち、各官庁と緊密な連絡の  
とつて善処いたしたいと存じております  
す。(拍手)  
○國務大臣(保利義彦)　北海道及び北  
地方におきまする今回の灾害で最も  
懸念せられます点は、仕立て後約十日  
に相なつておきましたる温冷床苗しきの  
被害でござりますが、この温冷床苗しき  
の相当面積、約四割と想定せられる  
のであります。が、被害を受けておるそ  
の苗しきが、はたして今後復元する  
かどうか、多少の修復すれば持ち直

議録第四十八号 地方税法の一部を以て  
し得る程度のものであるか、あ  
冉復して、直播の方法等をとら  
ばならないかどうかといふところ  
は被害の対策として考えるべきだ  
あろうと存じます。さて、たゞま  
て、たゞま農林省から係官を第  
一派遣いたしまして、実際の調査  
します。但し、この災害免生直播  
冷床苗しるの資材として用意す  
のは、ただちにできるだけの数に

改正する法律案(參議院回付) 地方財政平衡につきましては、今後の実情に即しましておきたいことは、現地にござるところの実情を講じて参りたいと存じております。

【國務大臣 大連茂雄君登壇】 今回の災害による學校の被害であります。これによつては、たゞいままでのところ、中間報生紙によつておりますが、被害校数が、北海道より岩手県、宮城県、この両県を通じまして四十二校というふうになつております。しかしながら、まだその被害の程度そのについての詳細は不明でありあります。これは、すみやかにその実情の調査を完了いたしまして、その復旧について、補助とか、あるいはまたつらぎ融資その他適切な措置を講じたいと考えております。

○政府委員南好雄君登壇 お答え申しあげます。

建設省関係の公共土木施設の災害につきましては、昨日中に判明いたしました被災は左の通りであります。

北海道芦別の工事にかかりますものが、河川で八十四箇所、経費にいたしまして七千六百五十五万円であります。また市町村工事が、海岸で六箇所で八千万円、道路が十一箇所で約三千八百万円、総額いたしまして一百一箇所で約三百十萬円、海岸にいたしまして一百一箇所で百五十万円、道路が二箇所で六百五十五万円、橋梁が三箇所で百九十五万円になります。合計で一千三百五十五万円になります。これを通算いたしまして、百十四箇所で二億八百万円に達しております。また、家屋につきましても、昨日中に判明いたしましたものは、全棟家屋は七百二十

交付金法の一項を改正する法律案へ参議院  
三戸、半壊のものが千二百十四戸、小  
破に至りましては八千三百戸以上に上  
ておるよろしいな状態であります。  
これらの災害につきましては、且下  
北海道廳をして調査させておりまする  
が、詳細被災状況を判明いたしまる  
のを待ちまして、予備費の支出、家屋  
等につきましては公営住宅の建設ある  
いは住宅金融公庫よりの融資等により  
まして、適切なる措置を講じたいと考  
えております。  
〔国務大臣宣知探一君登壇〕  
○國務大臣（愛知揆一君）　ただいま御  
指摘の通り、今回の北海道の風水害に  
よりまして、一般的な商業関係の被害  
も相当あるようでございます。ただいま  
まその状況の調査を早急にいたしてお  
りまするが、昨年の夏の西日本地区の  
十分考慮いたしまして、諸般の施策を  
十分考慮いたしまして、諸般の施策を  
あるいは中小企業金融公庫等より適切  
なる融資を効果的にいたすことを考  
ておるわけでござります。なお直接  
の被害に対しましては対策の万全を期す  
ことによりまして、いわゆる間接被害  
を最小限度にとどめるということを考  
基本的な考え方方にいたしたいと思いま  
す。（拍手）

の一部を改正する法律案、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、入场譲与税法案、土地区域開闢法施行法案が同付されておりました。この際議事日程に追加して右同付案を逐次議題とする異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方税法の一部を改正する法律案參議院同付案

〔本号の附録に掲載〕

○議長(堤原次郎君) 採決いたしました。本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤原次郎君) 一起立多数。よつて參議院の修正に同意するに決しました。

正する法律案(内閣提出、參議院同付)

○議長(堤原次郎君) 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の参議院同付案を議題といたします。

地方政府平衡交付金法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに同付する。

昭和二十九年五月十日

參議院議長 堤原次郎  
大蔵  
衆議院議長 堤原次郎  
河井彌八

類別の種別	税	目	基準税率の算定の基礎	道府県	
				道府県民税	個人の行う事業に対する申業税
1 納等割	1 納等割	1 紳士税	個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない社團又は財團で代表者又は代理人の定のあるものに係るものにあつては納稅義務者数	道府県の入場證等税の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く)の収入見込額とする。	交付した額を当該合算額から減額した額とする。
2 所得割	2 所得割	2 所得割	当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度の所得税額	当該道府県の普通税(法定外普通税を除く)の収入見込額及び当該基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税(法定外普通税を除く)の収入見込額とする。	第十四条第一項を次のように改める。
3 法人税割	3 法人税割	3 法人税割	二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(以下「道府県分割法人」といふ)に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税額の課税標準分の所得税額	個人に対する道府県民税の所得割の算定には、所得割の課税標準額の算定に用いる標準率とし、 <sup>(1)</sup> を加え、百	第六条を次のように改める。
1 個人の行う事業に対する申業税	1 個人の行う事業に対する申業税	1 個人の行う事業に対する申業税	最近の申業所統計調査の結果による第一種事業に相当する申業に係る個人業主の収支並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた第一種申業に相当する申業に係る個人業主の教及び所得額	道府県の入場證等税の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く)の収入見込額とする。	第六条を次のように改める。
2 法人の行う申業に対する申業税	2 法人の行う申業に対する申業税	2 法人の行う申業に対する申業税	第三種申業に相当する申業に係る前年度分の所得税の課税の基礎となつた個人業主の教及び所得額	個人に対する道府県民税の所得割の算定には、所得割の課税標準額の合算額から同法第二百四十九条の三の規定により市町村が課すことができる固定資産税の課税標準額を控除した額	第六条を次のように改める。
3 地方税法第七十七条第五項の第二種事業に対するもの	3 地方税法第七十七条第五項の第二種事業に対するもの	3 地方税法第七十七条第五項の第二種事業に対するもの	第三種申業に相当する申業に係る前年度分の所得税の課税の基礎となつた個人業主の教及び所得額	道府県の入場證等税の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く)の収入見込額とする。	第六条を次のように改める。
4 道府県たばこ消費税	4 道府県たばこ消費税	4 道府県たばこ消費税	當該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	個人に対する道府県民税の所得割の算定には、所得割の課税標準額の合算額から同法第二百四十九条の三の規定により市町村が課すことができる固定資産税の課税標準額を控除した額	第六条を次の一項を加える。
5 遊興飲食利用税	5 遊興飲食利用税	5 遊興飲食利用税	當該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	個人に対する道府県民税の所得割の算定には、所得割の課税標準額の合算額から同法第二百四十九条の三の規定により市町村が課すことができる固定資産税の課税標準額を控除した額	第六条を次の一項を加える。
6 自動車税	6 自動車税	6 自動車税	當該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	個人に対する道府県民税の所得割の算定には、所得割の課税標準額の合算額から同法第二百四十九条の三の規定により市町村が課すことができる固定資産税の課税標準額を控除した額	第六条を次の一項を加える。
7 鉛錫鉱石税	7 鉛錫鉱石税	7 鉛錫鉱石税	當該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	個人に対する道府県民税の所得割の算定には、所得割の課税標準額の合算額から同法第二百四十九条の三の規定により市町村が課すことができる固定資産税の課税標準額を控除した額	第六条を次の一項を加える。
8 猪糞善税	8 猪糞善税	8 猪糞善税	當該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	個人に対する道府県民税の所得割の算定には、所得割の課税標準額の合算額から同法第二百四十九条の三の規定により市町村が課すことができる固定資産税の課税標準額を控除した額	第六条を次の一項を加える。
9 固定資産税	9 固定資産税	9 固定資産税	當該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	個人に対する道府県民税の所得割の算定には、所得割の課税標準額の合算額から同法第二百四十九条の三の規定により市町村が課すことができる固定資産税の課税標準額を控除した額	第六条を次の一項を加える。
10 入場證等税	10 入場證等税	10 入場證等税	當該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数	個人に対する道府県民税の所得割の算定には、所得割の課税標準額の合算額から同法第二百四十九条の三の規定により市町村が課すことができる固定資産税の課税標準額を控除した額	第六条を次の一項を加える。

昭和二十九年五月十三日 稅課院会議録第四十八号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(參議院回付)

八二八

1. 市町村民税	個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定のあるものに係るものにあつては納稅義務者数
2. 所得割	当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得額
3. 法人税割	二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人(以下「市町村分割法人」という。)に係るものにあつては当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課稅標準、その他の法人に係るものにあつては当該市町村の区域内における前年度の法人税額から市町村分割法人に係る法人税額を控除した額
二. 固定資産税	
1. 土地	(1) 宅地、田、畑、山林、原野及び塩田に係るもの 当該市町村における土地の種類ごとの一坪当たりの平均価格及びその地積 (2) その他の土地 土地台帳法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百三十七号)による改正前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の規定による土地台帳に登録されてい当該市町村における土地の種類ごとの賃貸價格
市町村	
附 则	1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の地方交付税から適用する。 2 改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)第十四条第三項の表道府県の項目中、固定資産税に係る部分は、昭和三十年度分の地方交付税から適用する。 3 昭和二十九年度に限り、新法第六条第一項中「所得税、法人税及び酒税の收入額のそれぞれ百分の二十九・六六並びに酒税の收入額の百分の二十一・二五と得税、法人税及び酒税の收入見込額のそれぞれ百分の一九・六六並びに酒税の收入見込額のそれぞれ百分の二十九・二五とあるのは、「所得税及び法人税の收入見込額のそれぞれ百分の一九・六六並びに酒税の收入見込額の百分の二十」と読み替えるものとする。 4 昭和二十九年度に限り、新法第六条第一項中「所得税、法人税及び酒税の收入額のそれぞれ百分の二十九・六六並びに酒税の收入額のそれぞれ百分の二十九・二五とあるのは、「所得税及び法人税の收入見込額のそれぞれ百分の一九・六六並びに酒税の收入見込額の百分の二十」と読み替えるものとする。



年度における入場税法の規定により収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額に満たなかつた場合においては、その差額に相当する金額を加算した額」と読み替えるものとする。

○自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十三号の次に次の二号を加える。

三十三の二 入場税等税の収入額を見積ること。

三十三の三 都道府県に譲与すべき入場税等税の譲与額を決定し、及びこれを譲与すること。

第三十一条第一号中「地方税」の下に「及び入場税等税」を加える。

第十三条第七号中「地方税法」の下に、「入場税等税法」を「地方税」の下に、「及び入場税等税」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 入場税等税の収入額の見積りを加える。

八 入場税等税の譲与に関する事項。第十七条中第四号の次に次の二号を加える。

四の二 都道府県に譲与すべき入場税等税の譲与額の決定に関する事項。

○議長(堀原次郎君) 起立多数。よつて參議院の修正に同意するに決しました。

土地区间整理法施行法案、内閣提出、參議院回付。

○議長(堀原次郎君) 土地区間整理法施行法案の參議院回付案を議題といたします。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会第八十三条によりここに回付する。

昭和十九年五月十日  
参議院議長 河井彌八

衆議院議長 堀原次郎

参議院議長 堀原次郎

衆議院議長 堀原次郎

地の共有持分の取得又は同法同様の規定により保有地を取得した場合における当該保留地を

第三百四十三条第六項を次のよ

うに改める。

六 土地区間整理法による土地区

面整理事業又は土地改良法によ

る土地改良事業の施行に係る土

地については、法令又は規約等

の定めるところによつて仮換地

地、一時利用地、その他仮換使

用し、又は収益することができ

る土地、以下本項及び第三百八

十一条第八項において「仮換地

等と総称する」の指定があつ

た場合には、当該仮換地

等について使用し、又は収益す

ることができることとなつた自

から換地処分の公告がある日又

は換地計画の認可の公告がある

日までの間は、当該換地等に

対応する確前の土地について土

地台帳又は土地充実課税台帳に

所有者として登録されている者

をもつて当該換地等に係る第一

項の所有者とみなす。換地計

画の公告があつた日から

換地を取得した者が土地台帳に

登録される日までの間は、当該換

地を取得した者をもつて当該換

地に係る第一項の所有者とみな

すことができる。

(昭和二十九年法律第二百六十一号) 第三百八十二条第八項中「換地

による土地区间整理事業の施行に

伴う換地の取得若しくは同法第

百四条第六項の規定により建築

物の一部、その建築物の占用部

分の占有持分を含む。以下本項

において同じ。及びその建築物

の存する土地の占有持分を取得

第一条 この法律において「日本米

互防衛援助協定等」とは、日本国

とアメリカ合衆国との相互防

衛援助協定及び日本国とアメリカ

合衆国との間の船舶貿易協定をい

う。

2 この法律において「装備品等」と

は、船舶、航空機、武器、弾薬そ

の他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「防衛秘密」と

は、左に掲げる事項及びこれらの

事項に係る文書、図面又は物件

で、公になつていいないものとい

う。

4 構造又は性能

5 製作、保管又は修理に關する技術

ハ 使用の方法

品目及び数量

○議長(堀原次郎君) 本案の參議院の

修正に同意するに御異議ありません

か。

○議長(堀原次郎君) 御異議なしと認

めます。よつて參議院の修正に同意す

るに決しました。

第一 日米相互防衛援助協定等に

伴う秘密保護法案 内閣提出

○議長(堀原次郎君) 日米第一、日米

相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

案を議題といたします。委員長の報告書

を読みます。外務委員長上塚君。

〔総理はどうした〕総理呼べ

と呼び、その他發言する者あり

〔総理呼べ〕

日本米相互防衛援助協定等に伴う秘

密保護法案

日本米相互防衛援助協定等に伴う

秘密保護法

〔定義〕

第一条 この法律において「日本米

互防衛援助協定等」とは、日本国

とアメリカ合衆国との相互防

衛援助協定及び日本国とアメリカ

合衆国との間の船舶貿易協定をい

う。

2 この法律において「装備品等」と

は、船舶、航空機、武器、弾薬そ

の他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「防衛秘密」と

は、左に掲げる事項及びこれらの

基に依る防衛援助協定等に基づく

事項に係る犯罪を実行した場合に

子される情報で、装備品等に因

する前号から今までに掲げる

事項に關するもの

のと/orするもの

防衛秘密保護法上の措置)

第三条 防衛秘密を取り扱う国の行

政機関の長は、政令で定めるところ

により、防衛秘密について、標記

を施し、内係者に通知する等防

衛秘密保護法上必要な措置を講ずる

ものとする。

〔附則〕

第一条 左の各号の一に該当する者

は、十年以下の懲役に処する。

一 が日本の安全を害すべき用途

に供する目的をもつて、又は不

正な方法で、防衛秘密を

し、又は収集した者

は、十年以下の懲役に処する。

二 が日本の安全を害すべき用途

に供する目的をもつて、又は不

正な方法で、防衛秘密を

し、又は収集した者

は、五年以下の懲役に処する。

三 が日本の安全を害すべき用途

に供する目的をもつて、又は不

正な方法で、防衛秘密を

し、又は収集した者

は、五年以下の懲役に処する。

第二条 第三条第一項の罪を犯すことを

教唆し、又はせん動した者も、前

四十五号(総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない)

い。

(自首減免) 第六条 第三条第一項第一号若しくは第二項又は前条第一項が罪を犯した者が自首したときは、その刑を減じ、又は免除する。

附則

この法律は、公布の日から起算して一日を経たる暦年内において政令で定める日から施行する。

日本相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案内閣提出に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

○上場司君(立憲) ただいま議題となりました。

日本相互防衛援助協定等に伴う協定における審議の経過及び結果を御報告申しあげます。

日本相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案内閣提出に関する報告書

(上場司君登壇)

○上場司君(立憲) ただいま議題となりました。

日本相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案内閣提出に関する報告書

(上場司君登壇)

ガ合衆国との間の船舶賃借協定第七条に至つた次第であるところであります。

そこで規定して、この法律案を提出する

に至つたのであります。したがつて、本件は、

輸送船についても同様の秘密保護法を

する必要がありまつたので、これをあわ

せんが、防衛秘密の範囲が広過ぎたし

は、米国政府から供与される設備等

のこととは全然考えていないとの

考え方がありました。

また、防衛秘密の範囲が広過ぎたし

ないが、その質疑に対することは、政府

は、米国政府から供与される設備等

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) これより討論に入ります。(並木芳雄君)

続いて、本村國務大臣、岡崎外務大臣及び政府委員に対し、各委員より活

発なる質疑が行われましたが、その詳

細は会議録に譲ることとし、そのうち最も注目すべきもの二点をあげて示す。

M.S.A協定は秘密保持義務を必要とし

る立法措置を義務づけないではない

いかとの立憲の質疑に対し、そのうち最も注目すべきもの二点をあげて示す。

東方が内においては、戦後日在米軍の機

密を保持するためのいわゆる刑事特別

法以外には、防衛上の秘密保持に關する一般的な取扱いが法令が一つもありま

す。この質疑に対するお答えをなさず

いたが、不當な方法といふ用語は、日米行

政協定に伴う刑事特別法にもすでに同

様な規定を設けており、これが拡大解

釈をもつて報道者その他に廣く及ぼ

すようなどは、何がなほしておらず、

この不當な方法といふ用語は、日米行

政協定に伴う刑事特別法にもすでに同

様な規定を設けており、これが拡大解

釈をもつて報道者その他に廣く及ぼ

るものであります。(并木芳雄君)

これでよいのであります。(並木芳雄君)

日本に全然自主性がなく、日本政府は

ただアメリカの代行機關として、アメ

リカの秘密を取締る番犬たるにすぎな

いのであります。

これが改進見はM.S.A本協定に賛成し

てあります。(並木芳雄君)

○並木芳雄君 私は、改進見を代表し

て、本法案に反対の討論をして

と思います。

それが改進見はM.S.A本協定に賛成し

てあります。(並木芳雄君)

この不當な方法といふ用語は、正確

に、建設的構造をして参りましたのである

からです。

この理由であります。(並木芳雄君)

を漏らしてはならないと思ってお

るのであります。(並木芳雄君)

国会に対してさう政治は被る事では決

めであります。(並木芳雄君)

これが改進見はM.S.A本協定に賛成し

てあります。(並木芳雄君)

日本の防衛態勢は時期的な段階に入

るとしておこします。そこには当然日本

は、自動的に日本自身の防衛機密にか

つて参るのです。近く効率

法案の成立を見るとしておこします。これが

なりになるものであることを確信して

おります。(並木芳雄君)

また、本法の実施に伴い、秘密保護法

が行われ、基本的人権が侵害されるお

りません。(並木芳雄君)

ではないかとの質疑に對しましては、

裁判所は裁判所に於いて、憲法第八十

条の規定に従って原則として公開で行

われるものであるとの意見であつた

以上、質疑終了の後、本村國務大臣

は、本案の内容は日本政府が自主的に

作成したものであるとの答弁であります。

それで、日本政府は本法律案を最

も適当と考えて立案したものであり、

米国側はこれに対し合意したもの

の説明によります。その際は、本法律案

の第一項及び附属書Bの規定により、

それをもつて、日本政府の防衛機密に

付けておこします。

それによつて、日本政府は決定権をもつ

つて、日本政府の防衛機密に付けておこ

します。

これが改進見はM.S.A本協定に賛成し

てあります。(並木芳雄君)

自衛隊はますと、情報保護法、下諭軍

隊、アーリカの兵士を欠いておる

ものであります。

私は、アーリカから供与されるもの

を、自衛隊の隊員として、完全にそ

れに付けておこします。

これが改進見はM.S.A本協定に賛成し

てあります。(並木芳雄君)

自衛隊はますと、情報保護法、下諭軍

隊、アーリカの兵士を欠いておる

ものであります。

これが改進見はM.S.A本協定に賛成し

てあります。(並木芳雄君)

自衛隊はますと、情報保護法、下諭軍

隊、アーリカの兵士を欠いておる

ものであります。

これが改進見はM.S.A本協定に賛成し

てあります。(並木芳雄君)

自衛隊はますと、情報保護法、下諭軍

隊、アーリカの兵士を欠いておる

ものであります。

が、復活するのではないかとの質疑に對

しましては、政府としては、

その通りにその通りに

あります。

これが改進見はM.S.A本協定に賛成し

てあります。(並木芳雄君)

が復活するのではないかとの質疑に對

しましては、政府としては、

その通りにその通りに

あります。

が復活するのではないかとの質疑に對

しましては、政府としては、

その通りにその通りに

あります。

これが改進見はM.S.A本協定に賛成し

てあります。(並木芳雄君)

が復活するのではないかとの質疑に對

しましては、政府としては、

その通りにその通りに

あります。



あります。(拍手)彼らの祖国をソ連に求めんとする共産党が、日本の國土を共産陣営の侵略にさしがんと企てることはもちろんであります。が、共産党とは一線を画する主張する社会民主党が、ソ連並びにその衛星陣営のなましまし世界侵略の現実にこだらに日本をおおい、いたずらに永世中立の観念論にうき身をやつし、日本を無防備の状態に放置せんといたしておられますことは、まことに嘆かわしい限りと言わなければなりません。(拍手)しかしながら、われくは、祖国防衛をわらの至上命令と考へ、このためにM.S.A協定の締結によって自衛力の増強をはかる以外に今日の段階におきましては道なしと考えるのであればして、幸いにしてM.S.A協定が衆参両院において圧倒的多数をもつて可決され、すでに効力発生を見たる今日、M.S.A協定等及び船員供給協定第七条においては、アメリカから供給予される武器や船舶等についてのM.S.A協定の責務であると言わなければなりません。(拍手)

以上、今回の秘密保護法の成立は、國際協約の上から日本に課せられた約束の義務であると言わなければなりません。(拍手)言うまでもなく、民主政治は多數決原理の上に立つものであります。M.S.A協定に対する兩派社会黨の反対理由につきましては、国会審議を通じて詳細承つたのでありまするが、すでに衆參兩院とも、これらの反対論は少數意見として否決され、M.S.A協定は絶対多数をもつて承認されたのであります。が、民主政治の本道であろうと考えるものであります。(拍手)いわんや、M.S.

A協定に対する兩派社会黨の反対理由につきましては、国会審議を通じて詳細承つたのでありまするが、すでに衆參兩院とも、これらの反対論は少數意見として否決され、M.S.A協定は絶対多数をもつて承認されたのであります。が、民主政治の本道であろうと考えるものであります。(拍手)いわんや、M.S.

あります。(拍手)彼らの祖国をソ連に求めんとする共産党が、日本の國土を共産陣営の侵略にさしがんと企てることは、もちろんであります。が、共産党とは一線を画する主張する社会民主党が、ソ連並びにその衛星陣営のなましまし世界侵略の現実にこだらに日本をおおい、いたずらに永世中立の観念論にうき身をやつし、日本を無防備の状態に放置せんといたしておられますことは、まことに嘆かわしい限りと言わなければなりません。(拍手)しかしながら、われくは、祖国防衛をわらの至上命令と考へ、このためにM.S.A協定の締結によって自衛力の増強をはかる以外に今日の段階におきましては道なしと考えるのであればして、幸いにしてM.S.A協定が衆参両院において圧倒的多数をもつて可決され、すでに効力発生を見たる今日、M.S.A協定等及び船員供給協定第七条においては、アメリカから供給予される武器や船舶等についてのM.S.A協定の責務であると言わなければなりません。(拍手)

以上、今回の秘密保護法の成立は、國際協約の上から日本に課せられた約束の義務であると言わなければなりません。(拍手)言うまでもなく、民主政治は多數決原理の上に立つものであります。M.S.A協定に対する兩派社会黨の反対理由につきましては、国会審議を通じて詳細承つたのでありまするが、すでに衆參兩院とも、これらの反対論は少數意見として否決され、M.S.A協定は絶対多数をもつて承認されたのであります。が、民主政治の本道であろうと考えるものであります。(拍手)いわんや、M.S.

あります。(拍手)彼らの祖国をソ連に求めんとする共産党が、日本の國土を共産陣営の侵略にさしがんと企てることは、もちろんであります。が、共産党とは一線を画する主張する社会民主党が、ソ連並びにその衛星陣営のなましまし世界侵略の現実にこだらに日本をおおい、いたずらに永世中立の観念論にうき身をやつし、日本を無防備の状態に放置せんといたしておられますことは、まことに嘆かわしい限りと言わなければなりません。(拍手)しかしながら、われくは、祖国防衛をわらの至上命令と考へ、このためにM.S.A協定の締結によって自衛力の増強をはかる以外に今日の段階におきましては道なしと考えるのであればして、幸いにしてM.S.A協定が衆参両院において圧倒的多数をもつて可決され、すでに効力発生を見たる今日、M.S.A協定等及び船員供給協定第七条においては、アメリカから供給予される武器や船舶等についてのM.S.A協定の責務であると言わなければなりません。(拍手)

以上、今回の秘密保護法の成立は、國際協約の上から日本に課せられた約束の義務であると言わなければなりません。(拍手)

昭和十九年五月十三日

衆議院會議錄第四十八号　日米相互防衛援助協定等

卷之三

全然なく、実にこのように、その性質はアメリカの防衛権のみを保護する立法法であることはあまりにも明らかであつて、これこそ独立国なるの権威放棄して顧みない憲法立法であらざればならぬと思ひます。(拍手)  
われゝが、本法案に対しましては、立法法の第一は、さきのいわゆるM.A協定と同様に、本法案もまた違法であるといふ点にあります。第1条は、憲法の根本精神である国民の人権を蹂躪するその反動的性格であります。さらに、罪刑法定主義を無視し、権力者の自由な主觀的裁量による國民をスパイ、視することを内容とするにあります。  
申すまでもなく、日本国憲法は、人類の崇高なる理想を掲げ、戦争を放棄し、しこうして民主主義に倣したこととも政治上は秘密がない、また秘を持たない國家であることを憲法で確にしておるのであります。すなち、憲法第三十七条においては秘密裁判を禁止し、すぐかく裁判は公然であるべきことを明らかにいたい。第五十七条においては国会議事公聴の原則を明文化するとともに、さら第七十六条において特別裁判所設置禁止を規定し、国民の自由と人権を完結するところの本文規定があると断定すべきものではありませんけれども、しかしながら、本法案が国民の憲法によつてされた基本的人権を侵害するおそれがある内容を多分に包含しておるばかりでなく、法案全体の重要な部分について多くのが根本的な違法性によつてかた具体的にこれら憲法の基本原則を真正面から否定し去らんとするところの本文規定があると断定すべきものではありませんけれども、しかし、本法案が国民の憲法によつて保護されるべきの違点を残しておるにもかかわりません。

論、出版、その他一切の表現の自由及び通信の秘密は隠匿され、やがては検閲制度、秘密裁判及び憲兵組織の復活を免、ひいては国権の最高機関であります国会においてすら軍事予算の審議禁止に至るであろうことは、過去の経験の教えるところでありまして、われわれは、本法案は免権するところ旧軍機保護法の複数版であり、治安維持法制定の一里塚になるであらうことを断言して、これに反対するものであります。(拍手)

以上、私は本法案に対するわれくの基本的反対の理由について述べましたが、次に、その内容の若干を指摘して、さらに対抗の論拠を明らかにしておきたいと思います。

本法案を検討いたしまして何人も指摘するところのものは、国民の自由と人権を制限し、しかもこれを犯した者に対しては厳重なる刑罰を予定している法案であるにもかかわらずせず、その内容があまりにもずさんであり、かつきわめてあいまいとなる点であります。これは明らかに罪刑法定主義に反するものであります。

その第一は、第一条の、いわゆるアメリカ合衆国から供与される情報についてであります。情報の供与によりますれば、それはいわゆるインフォアーメーションの意味で、たとえば青写真などがこれに該当すると音つておりますが、もしそうであるならば、なぜ具体的に明記しなかつたのでありますよ

本使用することによって、來らんとする拡張解釈のときに備えて、その余地を残したものと断する以外にないのであります。(拍手)

また、第二条のいわゆる防衛秘密は、立法によっても、行政令で自由に定めることができるところになつておきます。しかも、官報その他の広報機関を通じて、國民にこれが秘密であるということを周知徹底せしむる措置はないで、ただ単に防衛秘密について標記を付し、関係者に通知するにとどまっているのみである。これでは一般國民大衆が分別することはとうてい不可能であるばかりでなく、秘密であるものを公然と標記することは秘密離持の本質上矛盾するから、むしろ、秘密は秘密だといふ理由によりまして、標記そのものが秘密にされるのではないかと疑われる所以あります。

(拍手)こうなりますと、秘密の所在が秘密にされるために、國民大衆は、知識を得るために権利を奪われ、機会を失ひ、またつくんばさじきに押しつけられる結果となり、特に報道関係者はその報道写真に対する刑事上の責任に陥ります。よしよしとせざるを得ないことになりますのであります。かくては、たゞいと不作意であることを立証できなかつた場合は、懲役十年という重刑が科せられる結果になりますので、元来がスパイを対象としておりますので、然るに結局として、國民は常に日常生活の背後ににおいて不法な取調べや官憲による監視にさらされるを得ないのであります。されば、法廷の法家のたるやを疑わざるを得ません。

収集した者のこの不正当な方針の限界がいささかも正確になつておらない点があります。しかし、不当といふ概念よりは、不法といふ概念よりもはるかに範囲が拡大されていることは、政府みずから認められてゐるところでありまして、林に、いかにも解釈され、報道、通信、撮影などばかりでなくして、単に、観察する行為すらもが制約されることになるであります。

以上、われくへは、本法案が単に条文に記載された兵備の秘密を守ることにとどまらず、結局するところ、討論出版版、表現の自由を抑圧する結果となり、ひいては基本的人権を無視する民主主義を否定するものであるといふ理由から、断じて容認したたわざるところであります。

今日、われくへといえども、単直に申し上げまして、米ソ二大陸間の冷たい対立が解消の段階に達しておるものと判断するものではありませんが、各国の戦争防止への努力と、ジユネオーヴィング会議を見ても明らかなところであります。かかる国際情勢下において、政府みずからが何を好んでマッカーシー主義の荒れ狂うアメリカの世界政策に盲目的に同調し、日本を再軍備して太平洋あるいは東南アジア条約機構、いわば反共軍事同盟に無批判になり、国民の被害感を刺激しつつ、次々と反動立法の制定を急ぐのでありますようか。われくへの最も理解に苦しむところであります。また、政府並びに自由党は、みずから憲法や法律を無視して恥じないのであります。しかも、もはや国民党の人権に閃滅する重要な立法の過

ためにみずから天下に解党を声明し、自由党は、すでに政権担当の能力を失したものであると言わなければなりません。（拍手）政党政治を肯定する限り、政府は恭順のない根なし草になりますので、私はこの際、本法をも含めて、他の一切の重要な問題に対する反動立法を、民主主義と憲法擁護のものとに、これを撤回せんことを要求いたします。私の反対討論終ります。（拍手）

○議長（堤田次郎君） 佐竹晴記者。  
○佐竹晴記者（君の拍手） 表して、本法案に反対の意見を表明なさい。

その理由の第一は、本法案は憲法無視し、その精神を躊躇するという力であります。我が党は、さきに、日米相互防衛協定に対して、憲法第九条違反するものとして反対をいたしましたが、今や防衛費設置法案自衛隊法案が審議され、何人かがいかに軍備はすでに法制化される段階となり、これに伴う、いわゆるその軍隊が必要なる武器、彈薬、艦船、航空機等の装備品及び情報の秘密を保護しようとしたしまして本案を提出するに至ったのでありますから、その憲法違反さらに一層具体的に明示されたものとではございません。かかるに、吉音わなければなりません。（拍手）防衛態勢の確立、自衛隊の創設、これにまつて、秘密保持の制度構立等々、まさに本法たる憲法の改正なくしてできるあるは憲法周辺の個々の法律の改正によって憲法改正を骨抜きにします。

いたしておるのであります。これまつた限りはなはだしく、政府としてあるままであります。されば、憲法の他の本章並びに他の法令との間に一貫性を欠き、完全なる法律体系をなさない立派な秘書はこれを優してはならないと明瞭であるといふ点であります。憲法二十二条第一項では、機関を権化し、また通信の秘密はこれを侵してはならないと明確に定められております。また憲法二十二条第一項では、機関の公開を原則とする旨が明記され、いたしてあります。しかし、これらの規定は、そのままで運行いたしまするならば、本法案の守らうとしたらずして秘密は公表されてしまつて、その目的を達成することができません。元来、わが憲法下においては、再軍備を予想しないのみで、再軍備に伴つて起きたる切合法の色彩を抹殺いたしまつすることを使命として立派せられたのでありますから、その憲法下において事実上再軍備を強行し、これに伴うて起きたるところの人権の制限、軍國的規律を法制化することは、何よりも不得なり。それは刑事訴訟法との関係であります。すなはち、刑事訴訟法第五十一条においては、「何人も、告訴事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」とござりますので、もしこの法案が成立をいたしましたら、必ずこの憲法を蹂躪する脱法的立法には断じて賛成することができません。

の記録は公然閲覧に供せられ、秘密は公開されることになります。しかも、その記録閲覧権は法の認める権利でありますから、これをもつて不適に秘密を採択したものと看做ることはできません。従つて、この法案こそ秘密保護法にはおらずして、逆に秘密公開法と化するでございましょう。(拍手)もつと、同二三項によれば、この公判が公開を禁止されたときは、その記録の閲覧に制限が加えられておりますことはもちろんであります。しかし、憲法八十二条二項但書には、政治犯罪、出版権に関する犯罪または憲法第三章全体に保障する国民の権利が問題となつておる事案は常にこれを公開しなければならぬとございます。そこで、刑法、事件、刑事訴訟法五十三条二項には、法八十二条二項但書に掲げた事項については閲覧を禁止することができない、とあるのでござります。よつて、本法律は事件が成立いたしましたときは、その違反事件の大部が秘密宣示の役割を演じるといふ効果が失せるのでございません。さうよつて頭隠してしめ隠すの法律とはこれをささやきを得ないのです。つまり、「拍手」かようになります。ゆえんは、前述のことく、憲法その他の諸法律との間に、趣旨二貫しない、体糸をなさないことを露呈した結果であつて、かくのごとき矛盾構造を含んでおる不合理なる立派には成り立つことができません。

性に出来事をいたしたものといたします。ならば、日本自身の秘密もあるはすでありますから、当然これを規定しなければならぬのであります。が、本法案は一切これに触れず、アメリカより供与されたる装備品及び情報のみに限つておるのであります。しかるが、何が秘密であるか、またたゞアメリカの決定であるところであるのみならず、また日本政府は、本法のはかに、アメリカの事前の許諾なくしてはその秘密を関係者に伝達することができない行政的義務を負つておるのであつて、日本の自主性はまったく無視されておるのであります。かくて、日本の自衛隊はアメリカの兵器によつて武装され、自衛隊の報道はすべてアメリカによつて検閲され、本法案の通過を機会として、軍事に関する指揮権はまったくアメリカにゆだねられることになりますよ。その結果、日本の自衛隊ではなくて、米国の軍隊化し、日本国民の目から遮断されたる秘密軍隊になるに至るでありますよ。(拍手)かくのことくにいたしまして、防衛秘書の名のもとに重大なる指導権がアメリカの側に与えられる以上、これが通じて内政干渉の行ふることは、けだなれば、日本が無視され、かかるな、日本の自主性を無視され、該局ないし内政干涉への道具に使われる本法案には、断じて賛成することができません。

第四には、本法案における防衛秘書は、政府の説明によれば自然秘であります。が、その範囲、限界がきわめて不明瞭である点、という点であります。この点について、すでに前論者が、これを申し上げておりますから、省略いたします。

第五には、本案が成立すれば、国民に与えられたる基本的人権の侵害されることと大であるといふ点であります。

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和二十九年五月十三日　衆議院会議録第四十八号  
日本相互防衛能力の現状と今後の方針

まず検閲の問題であります。政府はこの法律案が通過いたしましたならば、おそらく第二項にあります警察官に対する規制において容赦なくこれを断行するであります。現に、去る十一日、衆議院外務委員会において、猪俣議員より査収権、警長官に対し、警察大学においては、手紙をひそかに開封する法、住居に忍び込む法、金庫を開く法、相手に気づかれぬよう、劣れどもする法などを教育、訓練しておるが、どうかとの質問に対し、国警長官は、「それを肯定し、かつていくわく、共産党の情報をとるためにそのよろくな詮智を行つてゐる、然るべの協力者が問題の封書をこつそり渡してくれた場合、開封した形跡が残つては協力者が立場に困るから、特殊のあけ方をしてその協力者に返すのである。また、かぎが固に合わないときには、金庫やトランクを解ける技術も必要である。ただこれは違法にならぬ範囲でやつておる」と答えております。ある警察官は首脳部は、首にかけてもこれくらいのことはやねば警察の任務は勤まらないせんと諱語いたしておるのが実情であります。國警長官は違法にならぬ範囲でやつておると言つてあります。ある警察官憲法二十一条には、明確に「検閲は、これをしないことはならない。通信の秘密もかく、共産党の情報を知るためであるといつても、憲法の保障する人権を蹂躪することは所じて許されません。(拍手)これを犯せば明らかに刑法自三十一条に該当し、警官がやつたか

らといつても、その罪質を免れ得るならぬ。性質のものではないにもかわらず、法にならぬ範囲でやつておるところ、法の法案が通過いたしましたら、その秘密保持のため、おそらく右のような犯人犯してしまひも論議する、いう恐るべき取扱いが平然とされるに至る上は、されどに頭躰などと言わなければなりません。(拍手) さて、本法案が通過いたしまするに至る上は、されどに頭躰などと云はなければなりません。(拍手) さて、本法案の内容、限界が不明確のたゞ、また過失を開することによる一般的的討論の自由を拘束し、善良な国民、不測の災害を及ぼすおそれのありますことはもちろん、討論権開拓のための立場であるからなりとしる危險でありります。したがふるおそれのあるありますことは、きわめて頗著であると言わなければなりません。

終りに、この際大いに考え方ねれど、ならないことは、今日の政局と吉田内閣の反動性にからみ、この法案成立のあらつきには、どのようにも適用されるかわからぬとしる危险でありります。(拍手) 総理大臣より、お聞きなさい。あなたは、あなたは、国会で、は必ずおこるうござりますが、おこさないことをいたしました。また、テキサスもござりまわしまして。あなたは、がはと起きて急遽上京し、法務大臣に何と耳打ちをしたかわからぬるや、神経痛と称して国会へもろくに顔を出さないのせいで、そのときばかりは、がはと起きて急遽上京し、法務大臣に何と耳打ちをしたかわからぬるや、参議院ではさがるに黙りしかねたと見ええ、總理大臣、あなたに對してしてあるが、たゞお詫び申候。法第十条の強制執行と向つてお議院議員が置つたでしょ

う、亂心したのではなかと。(拍手)  
これまつたる正當なる姿ではあります  
せん。新聞でも貴様にて、隨所にて、  
遙いに刀物とも云ひ、もと隨所にて、  
用いられてい。今日、政治の実情  
が、遙いに刀物を持たせるに似てゐ  
る状態にあることを放置せざるを得ない  
現状において、さもなくして、秘密保護法  
という刀物一本を追加するといふ  
ことは、いかに大変を不安ならしむる  
か、国民の身にまつてお考えを願ふ  
なればなりません。(拍手)かうな  
恐怖を感じる不安法案には絶対反対を  
いたします。(拍手)  
○議長 堀原次郎君：これにて討論は  
終局いたしました。  
これより採決いたします。この採決  
は記名投票をもつて行います。本案の  
委員長の報告は可決であります。本案の  
を委員長の報告は可決であります。本案の  
諸君は白票、反対の君は青票を持参  
せらんことを望ります。閉鎖  
氏名点呼を命じます。

小金 義照君	小平 久雄君	佐藤善一郎君 佐藤處次郎君	坂田 英一君	泊水 久常君	塙原時三郎君	島村 一郎君	首藤 新八君	鈴木 仙八君	正元君	田口長治郎君	田崎 好文君	田中 角榮君	田中 彰治君	田中 萬造君	田中 高木	高橋 英吉君	高橋 等君	武田信 之助君	玉置 信一君	塙田十 一郎君	辻 寛一君	糸島 正興君	寺島隆 太郎君	篠安 實藏君	富田 健治君	中川源 一郎君	中村 一清君	中山 二井君	水田 良吉君	長野 長廣君	豊原 源三郎君	丹羽 直四郎君	西村 直己君	野田 本龍太郎君	羽田 武藏太郎君						
蓑善太郎君 寅松君	小西 寅松君	佐藤道太君 佐藤親弘君	佐々木盛輝君 佐藤洋之助君	坂田 道太君	伊平君 弘作君	庄司 一郎君	助川 良平君	鈴木 善美君	細田 善三郎君	關谷 勝利君	田子 一民君	田中伊三次君	田中 好君	瀬戸山三男君	開谷 勝利君	津雲 國利君	高橋酒 三郎君	竹尾 式君	武知 勇紀君	津雲 光一君	高橋 源市君	高橋酒 三郎君	坪川 信三君	塙原 茂郎君	中井 一夫君	宗明君	中川 俊吉君	中村 幸人君	仲川房次郎君	永田 亮一君	中井 弘吉君	中川 俊吉君	南條 徳男君	中村 英一君	水田 良吉君	水田 亮一君	豊原 源三郎君	丹羽 直四郎君	西村 直己君	西村 卯一君	葉栗 五郎君
蓑善太郎君 寅松君	小林 組治君	佐々木盛輝君 佐藤洋之助君	坂田 道太君	伊平君 弘作君	庄司 一郎君	助川 良平君	鈴木 善美君	細田 善三郎君	細田 善三郎君	開谷 勝利君	田子 一民君	田中伊三次君	田中 好君	瀬戸山三男君	開谷 勝利君	津雲 國利君	高橋酒 三郎君	竹尾 式君	武知 勇紀君	津雲 光一君	高橋 源市君	高橋酒 三郎君	坪川 信三君	塙原 茂郎君	中井 一夫君	宗明君	中川 俊吉君	中村 幸人君	仲川房次郎君	永田 亮一君	中井 弘吉君	中川 俊吉君	南條 徳男君	中村 英一君	水田 良吉君	水田 亮一君	豊原 源三郎君	丹羽 直四郎君	西村 直己君	西村 卯一君	葉栗 五郎君
蓑善太郎君 寅松君	小林 組治君	佐々木盛輝君 佐藤洋之助君	坂田 道太君	伊平君 弘作君	庄司 一郎君	助川 良平君	鈴木 善美君	細田 善三郎君	細田 善三郎君	開谷 勝利君	田子 一民君	田中伊三次君	田中 好君	瀬戸山三男君	開谷 勝利君	津雲 國利君	高橋酒 三郎君	竹尾 式君	武知 勇紀君	津雲 光一君	高橋 源市君	高橋酒 三郎君	坪川 信三君	塙原 茂郎君	中井 一夫君	宗明君	中川 俊吉君	中村 幸人君	仲川房次郎君	永田 亮一君	中井 弘吉君	中川 俊吉君	南條 徳男君	中村 英一君	水田 良吉君	水田 亮一君	豊原 源三郎君	丹羽 直四郎君	西村 直己君	西村 卯一君	葉栗 五郎君



喜多壯一郎君 櫻内 義雄君  
電気通信委員  
森生太賀吉君 庄司 一郎君  
予算委員  
山中 貞則君 石村 英雄君  
船越 弘君  
議院運営委員  
三和 精一君 船越 弘君  
山中 真理君 森 清君  
、昨十二日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。  
道路整備特別措置法の一部を改正する法律案  
、昨十二日參議院送付の次の同院提出案を可決した旨を議院に通知した。  
労働基準法の一部を改正する法律  
、今十三日提出した緊急質問は次の通りである。  
東京市緊急対策に関する緊急質問  
杉村清治郎君提出

北海道災害対策に関する緊急質問  
(永井勝次郎君提出)

樂府詩全譜錄第四十四卷中古書

三君外三十人，二君外三十一人，九名提出，八名提出。

正直疏安工事  
正直疏安工業

卷之三

定價一部

十五門

卷之三

七

卷之九

卷之三

卷之三

卷之三

1000

10

10

17